

平成30年12月

総会議事録

萩市農業委員会

平成30年12月総会

萩市農業委員会総会議事録

12月7日（金） 午後3時30分 開会 場所 萩市役所大会議室

○提出議案

議案第65号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否決定について

議案第66号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する可否決定について

議案第67号 農用地利用集積計画の決定について

議案第68号 農業振興地域整備計画の変更に係る意見書交付について

議案第69号 現況確認書の交付について

○出席委員（14名）

1番	佐 伯 泰 資	2番	吉 村 剛
3番	中 村 博 和	欠席	矢 次 利 典
欠席	長 富 繁 美	6番	藤 田 芳 昭
7番	烏 田 茂 夫	8番	鈴 川 肇
9番	田 村 廣	10番	原 田 知 美
欠席	小野村 壽美夫	欠席	吉 村 榮 子
13番	守 永 正 範	14番	原 川 久美子
15番	品 川 民 雄	16番	岡 崎 弘 明
17番	松 田 由美子	欠席	尾 木 武 夫
19番	片 岡 兼 雄		

○議事録署名委員

1番 佐 伯 泰 資

16番 岡 崎 弘 明

○議 事

事務局長 只今から、平成30年12月萩市農業委員会総会を開催いたします。農業委員会委員19名中、14名の出席があり、萩市農業委員会議事規則第8条の規定により総会が成立したことを報告します。

本日の議長は、萩市農業委員会議事規則第5条の規定により会長にお願いします。

会 長 開会のあいさつ

議 長 これより議事に入ります。

まず、議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。萩市農業委員会議事規則第14条に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 それでは、議事録署名委員は、1番 佐伯委員、16番 岡崎委員にお願いいたします。

なお、本日の会議書記は事務局職員にさせます。

議 長 議案第65号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を、議題に供します。

第1項の説明をお願いします。

事 務 局 議案第65号第1項についてご説明いたします。

申請地は、萩市●●●番、登記・現況地目ともに畠、面積21m²外6筆、合計5,415m²です。譲受人は●●●の●●●さんで、耕作面積は29,699m²で内容は田及び畠です。権利の種類は所有権移転です。譲渡人は●●●の●●●さんです。

申請の理由ですが、譲渡人であります●●●さんが高齢で農業後継者もいらっしゃらないことから、当該農地の近くに●●●さんのお父さんが所有される農地があることから合意に至り、双方連名により本申請にいたったものです。

譲受人の●●●さんは、年齢●●●歳。兼業農家で田と畠あわせて約3町の農業経営に従事されております。年間農作業従事日数は、ご本人さん40日、お父さんとお母さんがそれぞれ90日です。

次に場所ですが、現地については11月26日、●●●地区担当の●●●委員さん、●●●推進委員さん、事務局で確認しました。申請地は●●●地域●●●地区で萩市●●●から北に約4.5kmの地点にあり、緑で着色した箇所となります。

(ビッグパッドに位置図を表示)

営農計画ですが、現在、当該農地は田と畠として利用されおり、取得後も水稻及びユズを栽培されます。

農機具の保有状況は、トラクター2台、耕運機1台、田植機1台、コンバイン1台、糀乾燥機2台、草刈機、トップカー、軽トラックを所有されています。

以上、農地法第3条第2項各号には該当がないため、許可要件をすべて満たしています。

以上、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長 説明が終わりました。●●●地区担当委員の方から現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

(担当委員が挙手)

議長 はい、●●●委員お願いします。

第7番 この件につきましては、11月26日に事務局3名、●●●さん、司法書士、●●●委員と私、計7名で現地の確認をいたしました。

●●●さんにつきましては、現在●●●に住んでおられますけれども、土曜日、日曜日には●●●の家に帰って農業の仕事をしておられます。まだ経験は浅いのですけれど、お父さんの指導の下でこれから農業の管理をやっていかれる事と思っております。また購

入される予定の土地につきましては、お父さんが隣接の土地を所有されておられますので、これらと一緒にになって団地化及び共同作業が出来る事と思っております。詳細につきましては、先ほど事務局から説明がございましたとおりであります。

以上、ご審議いただき可決していただきますようお願いします。

議長　これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(質問、意見なし)

議長　●●●さんは、現在●●●に住んでおられる。

第7番　はい、●●●在住です。

議長　将来的には農業をされる。

第7番　今、●●●に住んで通っておられますけれど、将来的にも間違なく農業に従事されます。

議長　と、いうことですが他にありませんか。

それでは採決いたします。第1項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長　全員賛成ですので、第1項は原案のとおり決定いたしました。

議長　第2項の説明をお願いします。

事務局　議案第65号第2項についてご説明いたします。

第2項ですが、母から子への生前贈与となります。申請地は、萩市大字●●●番、登記、現況地目ともに田、面積1, 878m²ほか6筆、合計12, 270m²です。譲受人は●●●の●●●さんで、

耕作面積は12, 812m²で内容は田及び畑です。権利の種類は所有権移転です。譲渡人は●●●の●●●さんです。

申請の理由ですが、譲渡人であります●●●さんが高齢となり、息子さんの●●●さんも定年を機に農業へ取り組む意思があることから、双方連名により本申請にいたったものです。

譲受人の●●●さんは、年齢●●●歳。田を約1町3反耕作されています。年間農作業従事日数は、ご本人さん80日、奥さんが30日、お父さんとお母さんが180日です。

次に場所ですが、現地については11月28日、●●●地区担当の●●●委員さん、●●●推進委員さん、●●●推進委員さん、事務局で確認しました。申請地は●●●地区で萩市●●●から南西に約8.5kmの地点にあり、緑で着色した箇所となります。

(ビッグパッドに位置図を表示)

営農計画ですが、現在、田として利用されており、取得後も同様に水田として利用されます。

農機具の保有状況は、トラクター、コンバイン、乾燥機、糀摺り機、噴霧器、軽トラックを各1台、草刈機4台を所有されています。

以上、農地法第3条第2項各号には該当がないため、許可要件をすべて満たしています。

以上、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長 説明が終わりました。●●●地区担当委員の方から現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

(担当委員が挙手)

議長 はい、●●●委員お願いします。

第3番 只今、ご説明がありましたとおりであります。農業法人が出来ておりまして、今回の申請は農業法人に入っていない田んぼの1町2反であります。ここの●●●番ですが、ここは山に囲まれて非常に耕作のしにくいところでありますけれども、きちんとやっておられます。今回、農業法人に入っていないところだけを相続して、自衛隊を退職したことをきっかけに農業をするという非常に理想的なこ

とであります。事務局のほうからの説明のとおりでありますので、ご審議の程、よろしくお願いします。

議長　これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

議長　今、1月に申請するとなっていますが、法人とのみ合いはどうなっていますか。

事務局　一括で所有権移転すると税金が高くなるということで、分けて申請をされるということと聞いております。

議長　今、法人にいくらか預けてあるのですね。

事務局　法人に、7筆預けています。

議長　それをお母さん名義で。

事務局　はい、お母さん名義で、お母さんと息子さんが二人とも●●●さんの構成員になられているということで、中間管理事業でやまぐち農林振興公社を通して貸しておられるのですけれど、その解約等なしで所有権移転してそのまま●●●さんが作られるということで、お聞きしています。

議長　他にご質問はありませんか。

それでは採決いたします。第2項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長　全員賛成ですので、第2項は原案のとおり決定いたしました。

議長　議案第66号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を、議題に供します。

第1項の説明をお願いします。

事務局 議案第66号第1項についてご説明いたします。
議案は4ページです。

(ビッグパッドに位置図を表示)

11月27日、●●●委員さん、●●●推進委員さん、事務局とで現地調査を行いました。

申請地は、●●●から北東へ540m、農地と宅地が混在する第1種中高層住居専用地域内にあり、農地法施行規則第44条第3号に規定される第3種農地です。

申請地は、大字●●●番、地目は登記・現況とも畑、面積1,291m²です。転用者は、萩市大字●●●番地、●●●さんで、所有者は●●●の、●●●さん外2名です。

転用目的ですが、宅地建物取引業の免許を持つ●●●が、申請地を買い受け、用途地域内で4区画の宅地分譲と進入路を整備するため土地の造成を行うもので適当です。

(ビッグパッドに分間図を表示)

隣接農地の関係ですが、南側は宅地と道路に接しています。西側は今年の2月に●●●さんが5条許可を受けて宅地分譲された土地、東側は平成●●●年に同じく●●●さんが5条許可を受け宅地分譲されています。申請地の西側・北側・東側は畑に接していますが、それぞれの農地の所有者さんから隣接農地承諾書が提出されており、問題ありません。

(ビッグパッドに配置図を表示)

次に配置図ですが、このように、4つの区画と6mの道路を設けます。

宅地造成後の用排水計画ですが、雨水は、新設道路に設置する側溝から、すでに宅地分譲を行っている南側の道路側溝に流入させ、さらに南側の市道側溝へ流入させます。汚水は、合併浄化槽を設け、雨水と同じく新設道路の側溝から南側市道の側溝へ流入させるもの

で適當です。

被害防除計画ですが、南側の宅地とレベルを合わせるため、50cm程度、表土と粉のコンクリートを混ぜた土で盛土を行い整地し、境界はブロック積を行うもので、土砂の流出等のおそれなく適當です。

以上、ご審議の程、よろしくお願ひします。

議長 説明が終わりました。●●●地区担当委員の方から現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

(担当委員が挙手)

議長 はい、●●●委員お願いします。

第16番 この件につきましては、11月27日に●●●推進委員と私、事務局2名、計4名で現地調査を行いました。内容につきましては、事務局の説明のとおりでございます。宅建業者の●●●さんが、年々少しづつ、農地を手放したい方からの希望かわかりませんが、この地域を宅地化している現状であります。現在、現地は野菜が植えてあります。大根やカブが植えてありまして、これは一応収穫するということで話をしているところであります。その周りの農地につきましても、●●●の方の所有ですが、だんだん農業をしなくなっているという傾向が強い地域の方々です。いずれは申請が出てくると思いますけれども、徐々に農地の宅地化が進むということで荒れるよりはいいかなと、日当たりのいいところですし、いい住宅地になるのではないかと思っております。

以上ご審議の程、よろしくお願ひします。

議長 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(質問、意見なし)

議長 それでは採決いたします。第1項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、第1項は原案のとおり決定いたしました。

議長 議案第67号「農用地利用集積計画の決定について」を、議題に供します。事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第67号についてご説明いたします。

資料につきましては、本日、別冊でお配りしております『利用権設定状況（平成31年1月1日現在）』の資料をご覧ください。

農用地利用集積計画の作成について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項で、『同意市町村は、農林水産省令で定めるところにより、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画を定めなければならない。』とされています。農用地利用集積計画について市農林振興課から諮詢がありましたのでご審議いただきます。

萩市におきましては通常4月1日及び、12月1日を始期とすることとしておりますが、今回の集積計画につきましては、農業者年金にかかる案件と、新たに利用権設定することとなったものでございます。

それでは、資料の方をご覧頂きたいと思います。

全て新規に設定するものになりますが、合計欄を読み上げていきます。

件数が6件、筆数25筆、田の面積が13, 727m²、畑の面積が12, 895m²、合計26, 622m²です。

簡単でございますが、以上、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長 説明が終わりました。発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

議長 それでは採決いたします。議案第67号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、議案第67号は原案のとおり決定いたしました。

(報告事案一 1)

議長 議案第 68 号「農業振興地域整備計画の変更に係る意見書交付について」を、議題に供します。
第 1 項の説明をお願いします。

事務局 議案第 68 号についてご説明します。議案は 7 ページです。

農業振興地域の整備に関する法律施行規則第 3 条の 2 の規定に基づき、市農林振興課から農用地区域からの除外について意見書交付の依頼があったものです。

第 1 項、大字●●●番、地目は登記・現況とも畠、面積 4, 016 m² の内 1, 96 m²、所有者は●●●の、●●●さんで、転用者は●●●番、●●●で、転用目的は携帯電話無線基地局の設置です。

当該地につきましては、認定電気通信事業者が中継施設を設置するため必要な土地であり、農地法施行規則第 53 条第 14 号に該当し農地転用許可を要しないとともに、周辺農地の営農や農用地の利用の集積に支障を及ぼすものではないことから、農用地区域からの除外について異議ない旨の意見書を交付しています。

以上、報告いたします。

議長 説明が終わりました。発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

議長 この転用者の、電話会社は。

事務局 よく CM である、●●●です。

議長 今、格安の携帯電話会社ができている。

事務局 そうです。その一つです。

議長 そういう事だそうです。

特に発言がないようですので、以上で議案第 68 号の報告は終わ

ります。

(報告事案一2)

議長 議案第69号「現況確認書の交付について」を、議題に供します。
第1項の説明をお願いします。

事務局 議案第69号についてご説明します。議案は9ページです。

(ビッグパッドに位置図を表示)

第1項申請地は、萩市●●●から南西へ約4kmに位置する、大字●●●番、登記地目は畠、面積274m²、外3筆、合計1,407m²、申請人は●●●の●●●さん外1名です。

申立てによると、申請地は昭和40年頃から耕作しておらず、現況は、●●●番は50年生の桧が生育し、●●●番、●●●番及び●●●番は道路となっているところで、11月26日に●●●委員、事務局とで現地調査を行ったところ、●●●番は道路、●●●番は桧が生育し、●●●番は道路、●●●番は道路と一部に桧が生えており、農地としての現況をとどめていないため非農地に認定したものです。

以上で報告を終わります。

議長 説明が終わりました。発言のある方は挙手をお願いします。

第8番 道路は個人の道路ですか。

事務局 今、新設の道路が出来るということで、仮設の道路を国の方で造っておられるという状態です。元々あった道路を拡張した感じで農地を潰して道路にされているという状況です。

議長 他にありませんか。

特に発言がないようですので、以上で議案第69号の報告は終わります。

議長　以上をもちまして、本日の議案の審議並びに報告事項は全て終了いたしました。

これで、萩市農業委員会総会を閉会いたします。

午後4時00分　閉会

平成30年12月7日

萩市農業委員会会长 片岡 兼雄

委員 国府 弘明

委員 佐伯 泰宣